

ITS 無線システム委員会作業班 運営方針

「ITS 無線システム委員会」（以下「委員会」という。）に関する審議について、委員会が審議のために必要とする情報を収集し、審議を促進させるために「ITS 無線システム委員会作業班」（以下「作業班」という。）を設置することとする。

1 作業班の構成

- (1) 作業班は、委員会主査から指名された者により構成される。
- (2) 作業班の主任は、主査から指名された者がこれに当たる。
- (3) 作業班に主任代理を置くことができ、主任が指名する者がこれに当たる。

2 作業班の運営

- (1) 主任は、作業班を主催する。
- (2) 主任代理は、主任が不在のときにその職務を代行する。
- (3) 作業班は、主任が招集する。
- (4) 主任は、作業班を招集するときには、構成員にあらかじめ開催の日時、場所及び議題を通知する。
- (5) 主任は、必要があるときには、会議に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ又は説明させることができる。
- (8) その他、作業班の運営については、主任が定めるところによる。

3 会議の公開

会議は、次の場合を除き原則公開とする。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合。
- (2) その他、主任が非公開とすることを必要と認めた場合。

4 事務局

作業班の事務局は、総合通信基盤局電波部移動通信課が行う。

以上